

ご契約のしおり 改定のご案内

相続、贈与等により取得した生命保険契約等に係る年金の税務上の取扱いの変更にともない「ご契約のしおり」の記載内容を一部改定しましたので、本誌とあわせてご参照くださいますようお願いいたします。

変更箇所:「ご契約のしおり」の「保険金・給付金等の支払事由が発生したとき」(P.121)の次の下線部分

(1) 死亡を事由としてお支払いする保険金・給付金等

	契約者	被保険者	受取人	税金の種類	
保険金・給付金	A	A	B	相続税*1	
	A	B	A	所得税(一時所得)*2+住民税*2	
	A	B	C	贈与税	
年金	A	A	B	支払事由発生時	相続税*3
				年金受取時	所得税(雑所得)*4+住民税*4
	A	B	A	年金受取時	所得税(雑所得)*4+住民税*4
	A	B	C	支払事由発生時	贈与税*5
年金受取時				所得税(雑所得)*4+住民税*4	

*1 受取人が相続人のときは、法定相続人1人につき500万円までは、税金がかかりません。

*2 お支払額と既払込保険料合計額との差益が課税対象となります。

*3 税法上の評価額に対して課税されます(受取人が法定相続人のときは、法定相続人1人につき500万円までは非課税となります)。

*4 生命保険契約に基づく年金は、税法上「雑所得」として他の所得と合算されて所得税・住民税の対象となります。ただし、相続、贈与等により取得した生命保険契約に基づく年金は、各年の年金収入金額を所得税の課税部分と非課税部分(相続税、贈与税の課税対象)に振り分け、課税部分のみが所得税・住民税の対象となります。

*5 税法上の評価額に対して課税されます。

(3) 生存を事由としてお支払いする保険金・学資金・年金

	契約者	受取人	税金の種類	
保険金・学資金	A	A	所得税(一時所得)*1+住民税*1	
	A	B	贈与税	
年金	A	A	年金受取時	所得税(雑所得)*2+住民税*2
			年金支払開始時	贈与税*3
	A	B	年金受取時	所得税(雑所得)*2+住民税*2

*1 お支払額と既払込保険料合計額との差益が課税対象となります。

*2 生命保険契約に基づく年金は、税法上「雑所得」として他の所得と合算されて所得税・住民税の対象となります。ただし、相続、贈与等により取得した生命保険契約に基づく年金は、各年の年金収入金額を所得税の課税部分と非課税部分(相続税、贈与税の課税対象)に振り分け、課税部分のみが所得税・住民税の対象となります。

*3 税法上の評価額に対して課税されます。